

東日本大震災により被災された皆様へ（お知らせ）

このたびの東日本大震災において甚大な被害に遭われた被保険者並びにご家族の皆様には心よりお見舞い申し上げます。1日でも早い復旧・復興と皆様のご健康をお祈りいたします。

さて、平成23年5月に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が公布、施行されましたのでお知らせいたします。

— 医療機関での受診・窓口負担について —

◎平成23年6月末日までの取扱い

1. 被保険者証なしで受診できます。
 - ・ 被災地の住民であった方は、氏名、生年月日等を申し出るだけで医療機関を受診することができます。
2. 窓口負担の支払いは猶予又は免除されます。
 - ・ 以下の方については、一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。
 - (1) 災害救助法が適用されている被災地域の住民であり、
 - (2) 以下のいずれかに該当する方
 - ① 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
 - ② 主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者が行方不明である方
 - ④ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

※地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

◎平成23年7月1日から医療機関の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 医療機関において、保険診療を受ける際には、窓口での保険証(被保険者証)の提示が必要になります。

現在、震災に伴い、被保険者証等を紛失したこと等により、窓口で提示できなくても、氏名、生年月日等を申し出ることにより、保険診療を受けられる取扱いとなっていますが、平成23年7月1日からは、保険診療を受ける際には、被保険者証等の提示が必要になります。

2. 医療機関を受診した際に窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

現在、窓口で以下に該当することを申し出たことにより、窓口負担が免除されている方について、平成 23 年 7 月 1 日からは、当健保組合が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域の住民(地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
 - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - ⑤ 長期避難世帯となった方

◇特定被災区域は、災害救助法の適用市町村(東京都を除く。)と被災者生活再建支援法の適用市町村が該当します。具体的には以下の市町村です。

- ・青森県……八戸市、三沢市、三戸郡階上町、上北郡おいらせ町
- ・岩手県……全市町村
- ・宮城県……全市町村
- ・福島県……全市町村
- ・茨城県……水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、古河市、結城市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町
- ・栃木県……宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、足利市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町
- ・千葉県……千葉市、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、山武郡九十九里町、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡多古町、同郡東庄町、山武郡横芝光町
- ・新潟県……十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
- ・長野県……下水内郡栄村

(平成 23 年 5 月 2 現在)

◎一部負担金等免除証明書が必要になる方は以下の手続きをお願いいたします。

一部負担金等免除申請書を提出。なお、免除に該当する項目に応じて、添付書類①～⑥が必要。

【添付書類】

- ① 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合
罹災証明書・被災証明書の写し
- ② 主たる生計維持者が死亡した場合
罹災証明書・被災証明書の写しや死亡診断書の写しなど
- ③ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った方の場合
医師の診断書の写し
- ④ 主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
警察に提出した行方不明の届出の写しなど
- ⑤ 原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方の場合
住民票の写しなど、避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの
- ⑥ 長期避難世帯である場合
市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し

※公的な書類の入手が困難である場合には、当健保組合業務管理課まで、ご連絡ください。

◎一部負担金等の還付について

7月1日以降、医療機関等の窓口で一部負担金等免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金等の支払いが必要になります。ただし、罹災証明書の交付の遅れ等で一部負担金等免除申請ができず、一部負担金等免除証明書の交付が受けられなかった場合(保険者がやむを得ないと認めるとき)は、一部負担金等還付申請書を提出することにより、支払った額の還付を受けることができます。